

和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第10条に規定する資格の再審査手続について

和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「審査基準」という。）第10条に規定する再審査に必要な手続きは、以下のとおりとする。

（再審査の内容）

1 再審査を実施する内容は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) ISO9000シリーズの認証取得
- (2) ISO14000シリーズの認証取得
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てを行っている者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者で、更生手続の開始が決定されたときの業務内容
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てを行っている者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者で、再生手続の開始が決定されたときの業務内容
- (5) 和歌山県内での建設業許可を受けた営業所の設置
- (6) 和歌山県内での工場の設置
- (7) ISO9000シリーズの認証取消又は未更新
- (8) ISO14000シリーズの認証取消又は未更新
- (9) 和歌山県内に設置した建設業許可を受けた営業所の廃止
- (10) 和歌山県内に設置した工場の廃止

（再審査の申請）

2 資格の再審査は、審査基準第10条第1項及び第2項の各号に該当するに至った者からの申請により行うこととする。ただし、審査基準第10条第2項の各号に該当する場合は、その事実が判明したとき、申請がなくても再審査を行うことができることとする。

（再審査の申請書類）

3 再審査申請に必要な書類は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 第1項第1号の審査に必要な書類
 - ア 入札参加資格再審査申請書（別記様式第1号）
 - イ ISO9000シリーズの認証を取得したことを証明する書類の写し
 - ウ その他必要と認めるもの

(2) 第1項第2号の審査に必要な書類

- ア 入札参加資格再審査申請書（別記様式第1号）
- イ ISO14000シリーズの認証を取得したことを証明する書類の写し
- ウ その他必要と認めるもの

(3) 第1項第3号の審査に必要な書類

- ア 入札参加資格再審査申請書（別記様式第2号）
- イ 平成11年6月24日付け建設省経建発第172号「会社更生手続開始の申立て等を行った建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」及び平成12年6月1日付け建設省経建発第111号「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱いについて」に基づき申請した建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評価値通知書の写し
- ウ 更生手続開始決定書の写し
- エ その他必要と認めるもの

(4) 第1項第4号の審査に必要な書類

- ア 入札参加資格再審査申請書（別記様式第3号）
- イ 平成11年6月24日付け建設省経建発第172号「会社更生手続開始の申立て等を行った建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」及び平成12年6月1日付け建設省経建発第111号「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱いについて」に基づき申請した建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評価値通知書の写し
- ウ 再生手続開始決定書の写し
- エ その他必要と認めるもの

(5) 第1項第5号の審査に必要な書類

- ア 入札参加資格再審査申請書（別記様式第1号）
- イ 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条に規定する別記様式第1号の別表の写し
- ウ その他必要と認めるもの

(6) 第1項第6号の審査に必要な書類

- ア 入札参加資格再審査申請書（別記様式第1号）
 - イ 看板等の写った外観の写真及び製造現場の写真又は工場の案内などが記載されたパンフレット
 - ウ 工場に勤務する常勤社員のうち21名分の次の（ア）から（ウ）に掲げる書類のいずれかの写し
- (ア) 健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

（提出後に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）

- (イ) 健康保険被保険者証（ただし所属先がわかるもの）
- (ウ) 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- エ その他必要と認めるもの
- (7) 第1項第7号の審査に必要な書類
 - 入札参加資格再審査申請書（別記様式第1号）
- (8) 第1項第8号の審査に必要な書類
 - 入札参加資格再審査申請書（別記様式第1号）
- (9) 第1項第9号の審査に必要な書類
 - ア 入札参加資格再審査申請書（別記様式第1号）
 - イ 和歌山県内における建設業許可を受けた営業所を廃止したことがわかるもの
 - ウ その他必要と認めるもの
- (10) 第1項第10号の審査に必要な書類
 - 入札参加資格再審査申請書（別記様式第1号）

（再審査の審査基準日）

- 4 第1項第3号又は第4号の場合については、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査での総合点数算定取扱い基準（以下「算定基準」という。）第4項の総合評定値は、再審査申請時のものとし、算定基準第5項第3号、第4号、第5号及び第6号については、「審査基準日」を「再審査の申請を行った日」と読みかえるものとする。

附 則
この手続きは、平成21年3月26日から適用する。

附 則
この手続きは、平成24年12月3日から適用する。

附 則
この手続きは、令和元年6月10日から適用する。

附 則
この手続きは、令和3年4月1日から適用する。

【様式第1号】

入札参加資格再審査申請書（県外建設工事）

和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第10条の規定により、下記の事項について再審査を申請します。

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
受付番号
主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者職氏名

記

再審査を求める事項	再審査を求める理由
1 ISO9000・ISO14000シリーズの認証取得 2 和歌山県内に建設業許可を受けた営業所を設置 3 和歌山県内に工場を設置 4 ISO9000・ISO14000シリーズの認証取消、又は未更新 5 和歌山県内に設置した建設業許可を受けた営業所の廃止 6 和歌山県内に設置した工場の廃止	定期審査（追加審査）の審査基準日より後に左記事項に係る審査内容に変更が生じたため

【様式第2号】

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

主たる営業所の住所

商号又は名称

代表者職氏名

入札参加資格審査再審査申請書

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の決定を受けましたので、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第10条の規定により、再審査を申請します。

【様式第3号】

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

主たる営業所の住所

商号又は名称

代表者職氏名

入札参加資格審査再審査申請書

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けましたので、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第10条の規定により、再審査を申請します。